

第十九回国会衆議院

## 文部委員会議録第三号

(一六五)

昭和二十九年二月十三日(土曜日)  
午前十一時三十一分開議

出席委員

委員長

理事伊藤

理事原田

理事高津

相川

世耕

根本

今井

中嶋

野原

前田

松田

竹千代

出席



(教育職員免許法の一部改正)

第五条 教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第百四十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中第二十一号の次に次のように加える。

二十一の二

二十三の二

二十一の三	前条、本条若しくは第七条の規定により教諭の一級普通免許状を有する者又は許状を有するものとみなされた者若しくはその授与を受けた者、五年以上盲学校又はろう学校の事務職員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有するもの
二十一の四	前条、本条若しくは第七条の規定により教諭の二級普通免許状を有する者又は許状を有するものとみなされた者若しくはその授与を受けた者、三年以上盲学校又はろう学校の事務職員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有するもの

二十二の三	前条、本条若しくは第七条の規定により教諭の二級普通免許状を有する者又は許状を有するものとみなされた者若しくはその授与を受けた者、三年以上盲学校又はろう学校の事務職員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有するもの
二十三の四	前条、本条若しくは第七条の規定により教諭の二級普通免許状を有する者又は許状を有するものとみなされた者若しくはその授与を受けた者、二年以上盲学校又はろう学校の事務職員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有するもの

第二条第一項の表中第二十三号の次に次のように加える。

二十三の四

二十三の四	前項に規定する事務職員又は寮母としての勤務年数には、盲学校の事務職員又は寮母の職にある者(第六条の三第一項に規定する者を除く)は、免許法第五条第一項の規定により事務助教諭免許状又は寮母補免許状を有するものとみなされ、第七条第一項又は免許法の規定により仮免許状を授与する場合について、適用しない。当該仮免許状を授与された者に二級普通免許状を授与する場合及び当該二級普通免許状を授与された者にさらに一級普通免許状を授与する場合に該当する者については、この限りでない。
二十三の五	第一項に規定する事務職員又は寮母としての勤務年数には、それ、学校の事務職員又は寮母の職にある者(第六条の三第一項に規定する者を除く)は、免許法第五条第一項の規定により事務助教諭免許状又は寮母補免許状を有するものとみなされ、第七条第一項又は免許法の規定により仮免許状を授与する場合について、適用しない。当該仮免許状を授与された者に二級普通免許状を授与する場合及び当該二級普通免許状を授与された者にさらに一級普通免許状を授与する場合に該当する者については、この限りでない。
二十三の六	第一項に規定する事務職員又は寮母としての勤務年数には、それ、学校の事務職員又は寮母の職にある者(第六条の三第一項に規定する者を除く)は、免許法第五条第一項の規定により事務助教諭免許状又は寮母補免許状を有するものとみなされ、第七条第一項又は免許法の規定により仮免許状を授与する場合について、適用しない。当該仮免許状を授与された者に二級普通免許状を授与する場合及び当該二級普通免許状を授与された者にさらに一級普通免許状を授与する場合に該当する者については、この限りでない。
二十三の七	第一項に規定する事務職員又は寮母としての勤務年数には、それ、学校の事務職員又は寮母の職にある者(第六条の三第一項に規定する者を除く)は、免許法第五条第一項の規定により事務助教諭免許状又は寮母補免許状を有するものとみなされ、第七条第一項又は免許法の規定により仮免許状を授与する場合について、適用しない。当該仮免許状を授与された者に二級普通免許状を授与する場合及び当該二級普通免許状を授与された者にさらに一級普通免許状を授与する場合に該当する者については、この限りでない。

二十三の八

第一項の規定による臨時免許状の有効期間は、免許法第九条第三項の規定にかかるらず、三年とする。

二十三の九

第一項に規定する教育職員検定における学力及び実務の検定

二十三の十

第七条第一項本文中「又は第

二条を、第二条、第六条の二又は前条」に改め、同項第五号

の次に次の二号を加える。



び第九条第二項において準用する場合を含む。)の規定により審査中の事案については、同案の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

○前田(鶴)委員　ただいま上程になりました学校教育法等の一部を改正する法律案の提案の理由及び法案の概要について説明申し上げます。

学校教育法は昭和二十一年三月に制定されて昭和二十五年四月に最終改正され、さて今日に至つておりますが、直接教壇に立たないで教育に關係ある重要な職員が、本法制度の外に置かれておることは学校教育上遺憾とするところあります。すなわち大学以外の学校において教育に関する事務に從事する者並びに盲学校や聾学校の寄宿舍において児童または生徒の世話及び教育に當る者の職務の学校教育における重要性にかんがみまして、これらの職務を行ふ者について事務教諭及び寮母の制度を確立して学校教育の完璧を期したいと思うものであります。

改正法案の内容について御説明申し上げますと、先ず第一に学校教育法の改正でありますが、第二十八条その他この条文において事務職員とあるのを事務教諭と改め、第七十四条の二にておりませんゆえ、第七十四条の二に「盲学校及び聾学校には、寮母を置かなければならぬ。但し、寄宿舎を置かないものにあっては、この限りでない。寮母は、寄宿舎における児童又は生徒の世話及び教育に當る。」を加えまして明確にしたのであります。

以上に伴いまして市町村立学校職員給与負担法と教育公務員特例法、教育職員免許法、同上施行法、地方自治法、教育委員会法中の結果修正というような条文の整理を行うものであります。しかし教育職員免許法及び同法施行法は事務教諭及び寮母の一級普通免許状、二級普通免許状、仮免許状の規定及び手続を附加したのであります。施行期日は同施行法附則において昭和二十九年四月一日とし、現にその職にある者に必要な経過措置も規定した次第であります。

次に同じく上程されました教育公務員特例法の一部を改正する法律案の提案の理由及び法案の概要を説明いたします。

本特例法は昭和二十四年一月に制定され、昭和二十六年十二月に最終改正されて今日に至つておりますが、教育公務員の職務の特殊性に基いて、大学以外の学校の教育公務員について大学の教育公務員と同じくその転任、免職及び懲戒処分等について公開による事前審査を行うこととするほか、その異動を円滑にするため、条件付任用に特例を設けまして、学校の教育公務員については勤務成績の評定制度を廃止する必要があると思いまして本案を提出した次第であります。よつて以下条文の内容について簡単に御説明申上げます。

すなわち法第五条に、口答審理制を民主的方法によりて採用し、公調を規定し第十二条においては、国家公務員法及び地方公務員法による評定制度が教育公務員に対してもははなはだしく不適当でありますので、その規定の適用をしないことにいたしました。第十三

条においては条件付任用の特例の定めを加え、第十五条に、転任、降任、免職及び懲戒規定を事前審査を行うようにいたしたのであります。なお、附則の施行期日は可急的早急の必要がありまますので、公布の日から施行することとした次第であります。

何とぞ慎重御審議の上御賛成議決くださるようお願い申し上げます。

○辻委員長 次に学校教育法の一部を改正する法律案、国立学校設置法の一部を改正する法律案、公立学校設施費国庫負担法の一部を改正する法律案の三案を一括して議題とし、政府より提案理由の説明を聴取いたします。大連文部大臣。

項に規定する二年以上の課程を履くことができる。  
第五十六条第二項を次のように改める。  
前条第二項に規定する専門の課程に進学するとのできる者は、同項に規定する二年以上の課程を修了した者又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。第九十三条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。  
第三十九条第一項に規定する義務は、昭和二十九年度においては子女の満十三歳に達した日の属する学年の終りまでとし、以後昭和三〇年三月三十日までとす。

國立学校設置法の一部を改正する法律  
國立学校設置法（昭和二十四年法律第二百五十号）の一部を次のように改正する。  
第二条を次のように改める。  
（國立學校）  
第二条 この法律で「國立學校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に定める学校で國が設置するものをいう。  
2 大学以外の國立学校は、この法律に特別の定をするものの外、政令で定めるところにより、國立大學又は國立大学の学部に附屬して

において教育に関する事務に従事する者並びに盲学校や聾学校の寄宿舎において児童または生徒の世話及び教育に当る者の職務の学校教育における重要性にかんがみまして、これらの職務を行ふ者について事務教諭及び寮母の制度を確立して学校教育の完璧を期したいと思うものであります。

改正法案の内容について御説明申し

本特例法は昭和二十四年一月に制定され、昭和二十六年十二月に最終改正されて今日に至つておりますが、教育公務員の職務の特殊性に基いて、大学以外の学校の教育公務員について、大学の教育公務員と同じくその権限、免職及び懲戒処分等について公開による事前審査を行うこととするほか、その異動を円滑にするため、条件付任用に特

学校教育法の一部を改正する法律  
案  
学校教育法の一部を改正する法律  
案  
学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。  
第五十五条に次の二項を加える。  
医学又は歯学の学部において医学又は歯学を履修する課程については、前項本文の規定にかかわらず、その修業年限は、六年以上とし、四年の専門の課程と共に進学するための二年以上の課程とする。  
特別の事情のあるときは、監督官の定めるところにより、医学若しくは歯学の学部に、前項の規定にかかるらず、同項に規定する専門の課程のみを置き、又は医学若しくは歯学の学部以外の学部に同

三十一年度及び昭和三十一年度において、毎年度一学年ずつ延長するものとする。

第一百九条第一項中「第五十五条」を「第五十五条第一項」に改め、同条第三項中「第六十一一条」を「第五十五条第三項及び第六十二一条」に改める。

附 則

1 この法律中、第九十三条の改正規定は昭和二十九年四月一日から、その他の規定は昭和三十年四月一日から施行する。

2 昭和三十一年三月三十一日までに、改正前の学校教育法第五十一条第二項の規定により、医学又は歯学の学部を置く大学において医学又は歯学を履修することのできる資格を得た者は、改正後の学校教育法第五十五条第二項に規定する専門の課程に進学することができる。

第三条の表北海道大学の項中「函館水産専門学校」及び同表東京水産大学の項中「第一水産講習所」を削り、同表神戸大学の項中「文理学部」を「文学部」に、「經營學部」を「經濟學部」に、同表愛媛大学の項中「工學部」を「工業部」に改める。



かに御可決賜わらんことをお願い申し上げます。

○田中(久)委員 ごく簡単に学校給食法の問題について大臣にお尋ねをいたします。  
すでに学校給食法に関する御準備がでておるやに聞いておりますし、今国会の冒頭におきましても大体そういう御答弁をいただいておりますので、間違ひなく、給食法案が提出せられることと思いますが、これに対しましていろいろ世間で心配いたしております。私どもは非常に大きな急速な給食法を望むものではないのですが、少くとも第十六特別国会におきまして私どもが議員立法として共同提案いたしましたその線に沿うてのものは、ぜひお出しを願いたいと希望しているわけであります。給食法のごときはすでに実際に長年給食が行われておることでありますし、新しいものではないのでありますから、さように手間がかかるものとは考えません。すみやかに御提案になつて、審議に付せられることを要望するわけですが、どういう段階にありますか、いつごろ御提案になりますか、またお考えになつておられる内容が大体どの程度であるか、この辺伺いたいと思います。  
○大連国務大臣 学校給食法案であります。これはできるだけ早く提案いたしたいということで、せつかく成案を急いでおります。来週あたり法制局の方へ持つて行くつもりであります。

が、その審議を終りますれば、なるべく早く終り次第に提案をする考え方であります。内容につきましては、これはいたずら法案が提案せられましてからとあります。その点でこの前議員してあります。提案でありますか、あれよりは相当内閣と御審議をいたしたことと思うのであります。大体小学校だけを対象にいたずら法案が提案せられましてからとあります。その点でこの前議員してあります。義務教育学校全体を対象にするという提案でありますか、あれよりは増額あります。前年度から見れば増額あります。前年度から見れば増額してありますけれども、中学校等を――林省の食管特別会計に計上してあるのあります。義務教育学校全体を対象にするというような予算が実はとれおりません。まず小学校を対象にして、予算の限度でおのづから制約を受けておる、こういう形になつております。いたずら法案を近いうちに出しますから、よく御審議をいただきたいと存じます。

ところでは、非常に不安なんあります。国民党は非常にこの点を待望もし、かつ内容を知りたがつておると思うのあります。法律案の用意がある以上は、金額なら金額で、總体の金額がこれくらいあるのだ。あまりこまかいことは、これは法律案が出来ましてから審議すればいいことあります。どのくらいの金額になるということ、つまりとでも申しますか、そういう点がお示しを願えれば非常にけつこうだと思うのであります。

○大連國務大臣　ただいま申し上げましたように、私どもの方で今せつから成案を急いでいます学校給食法におきましては、この前の当委員会等の御要望になつておるものよりは大分縮小されております。これは緊縮予算の際で、予算を申し上げますと、食管特別会計において十八億円計上を見ておるのであります。これは前年に比べますと、二億円の増額になつております。それからこれは、この間の予算の説明のときにも申し上げたと思いますが、施設費といいますか、設備費といいますか、つまり炊事の設備、この方の補助が五千万円、これは新たに文部省予算のうちに計上してあります。さように予算の方でわくがしばられておりますので、それに見合ひよくな意味の立法ということで、おのずから制約を受けております関係上、御要望の線からは大分後退したものになつて参つたのであります。この点実は遺憾ながらやれどを得ないことを存じておるのであります。

○大塚国務大臣 法律案の中には入っていません。あれは一応厚生省の方の生活保護費の関係で見るわけでありますが、給食法の内容においては今のところ特にそういう考え方での立案をしておりません。

○松平委員 学校給食法のことに関する御質問申し上げたいと思います。去る十二月のたしか五日と八日があつたと思うのですが、衆議院の各営業の有志の懇談会がありまして、当時大臣に政府で内定しておつた外米百六十万トンを相当程度減らして外麦にからせて、これによつて財政余裕金を得て、まず学校給食等に相当大幅に、当時は全額國庫負担という線で各党の有志の間で話合いがあつた。その当時厚生委員長、農林委員長等にも御出席願ひました。すなわち外米の輸入を減らして外麦に切りかえ、これによつて食生活の通常国会における去る十二月十五日の衆議院の決議になつたわけであります。すなわち外米の輸入を減らして外麦に切りかえ、これによつて食生活をして行くというのが当時の決議案の趣旨であつたと思うのです。と同時に供給をする方においても米麦を中心から離農に切りかえて行くという含みを持っています。決議がなされたのであります。その決議案が当時衆議院の議長から政府の方にまわされたと思うのですが、当時その衆議院の決議の趣旨に沿うよかつて決議がなされたのであります。それが、その結果十八億という、われくの希望とはきわめて大差のあることになつたと思うのです。と申しますのは、當時約三百億程度を小、中学校の完全

うような話合いが各党の有志の懇談会では行われたわけでありますけれども、それがあまりに小さくなつたのでありますて、どういう関係でこういうふうになつたのか、ただ単にこれに財政の、つまり耐乏予算ということだけありますて、私どもは学校給食の関係から、その限度において実はその相談にあづかる立場におけるわけであります。食糧対策協議会というものが設置せられまして、ことしから発足いたしております。これは大体その方の学識経験のある人を主としておりますが、非常に重大な問題として食糧に関する対策を樹立する、こういうことで私もやはりその一員に入つておりますて、そこでせつかく対策を研究しておるというのが実情であります。そこで全般的な食糧問題としては、私どもあまり進んでタッチする立場でもありませんので、この点につきましては、あるいは農林大臣等から答えていただいた方が正確でもあるし、私からあまり申し上げることもないと思うでありますが、ただ相当大量の米の消費を一挙に外気に振りかえるということは、しきりに酷農、つまりバターとか牛乳とかいうものがこれに伴わなければな

らぬということもありましよらし、第一に価格の点において従来の米食よりは上まるるということでは、国民食生活の改善といったところで、経済的に高くつくものを無理やりに米の供給の絶対量を減らして外食にして、いわば背水の陣を張つて、どうでもどうでも國民にそこまで持つて行かせるということもなか／＼容易なことでもありますせんし、それから家庭における主婦その他食事の調理に当る人々にいたしましても、一晩にパン食にする、相当大きな部分を切りかえるということもなかなか簡単には行かない問題であるよう、私ども局外の者としても、考えているわけであります。これにつきましては、農林當局といたしましても、政府全体といたしましても、非常に大きな問題として慎重に検討せられておるのであります。そこで学校給食につきましては、ただいまのような大きな政策がはつきりと確立されば、それによつて外食の消費という見地からもこれが非常に拡大されるという場合があり得ると思うのですが、しかしそこまで今食糧対策というものが確立せられてはおらない。もちろんただいま申上げたように、その方面に経験のある学者あるいは実際家等を集めて委員会ができておりますから、政府としては鋭意この大きな問題と取組んで食糧の根本的な対策を樹立したいということにはなつておりますが、まだそこまでの国の大好きな方針としてのものは確立されておらぬ。そこでさしむきを年次の予算としては、やはり一兆円とつたりと申しますが、大差のない金額

が計上せられておりまして、その点だけは常に低調であるとお考えになるのは、まつともであると思うのであります。が、先ほど申し上げましたように、国としての食生活の改善といいますか、日本の今後の食糧問題の根幹になる大方針というものが確立せられれば、その一環としての学校給食というものが、面目を新たにして皆様の前に審議をいたただく時期も来る事とと思うのであります。今のところは、ただいま申し上げたように、今までのよな線で、金額においても、緊縮予算の場合、二億円でも増額になれば、設備の方の補助金でも、その頭が出て、そういう国の施設というものが一歩踏み出して来たといふ点で、実は満足せざるを得ない、さういう状態でございます。

理化を促進させて行く一助にしたい、従つて申し上げますように、ただいまのところでは、これは予算の編成上の技術的点もありますが食管特別会計農林省所管においてこれは計上せられております、こういう実情でございます。しかし、食管会計にあるからといって農林省関係の食糧、ただ主食改善といふ見地からだけ言うのではないのであります、文部省としましては、やはりこれを学校における教育の一助として推進をしたい、こういうふうに考えております。

う一足その点だけ何とかがんばつて、ただきたい。まだ立案中ということはあるのなら、そう大して大きな金額ではないだろうと思います。今大臣がこれまでしたような内容だけの法律案が、かりにこの委員会に提案になりさえすると、ひょいとすると予算の増額算に影響のあるようないじり方はしくありませんが、せざるを得ないよとくな事態がこの委員会で起らぬとも限らないとも限らない。われくもあまり改正をやらなければならぬような、法律案の修正というようなことが起きないとも限らない。われくもあまりこれまで来週中に法制局にまわるから、まだ段階であるなら、いまひとつおぬと私は思うのであります。でありますから、まだ段階であるなら、いまひとつおぬと私は思いたい、かようと思つたのですが、どんなお気持でしようが、

○大連國務大臣 ごもつともであります。ですが、実は文部省といたしましても、その点を解決して行くことは非常に重大でありますから、実は予算大蔵省の方に、それに必要な相当の經費をお願いしたのであります。遺憾ながらこれは結局お手元に提出する予算のうちに計上することができます。それから、今後ぜひその点を解決して参りたい、かように考えております。それから、の問題は元來、りくつをいえば、厚生省の生活保護のところで一応カバーされておるという筋合いであります。それが、実際におきましては不十分であります。それからその保護のうちに入らけれども、それ／＼のところまで来るような家庭におきまして、やはりこれに対する解決をする必要がある

これは仰せの通りでありますて、今後努力して参りたいと思います。ただこれは小さい関係であります、盲聾啞等におきましては、これは御承知の通り非常に家庭的に恵まれていない児童が非常に多いのでありますて、この方補助ができるように措置をし得たのであります、が、大きい方におきましては金もよけいかかる関係でありますて、実は五億円くらい大蔵省に交渉したのであります、が、これは残念ながら計上を見るに至りませんでした。この点は今後努力したい、かように考えております。

次にいま一点お聞きいたしたいのは、教科書が昨年までは小学校の算数の教科書が経費に入つておりますが、今年度はそれが全然打ち切られておるようあります。この点は、金額は非常に少いわざかなものであります、これも国民の期待といいますか、父兄の期待というものは、おそらく義務教育無償の原則に基いた、一番直接ひんと来る費目であるらうと思うのであります。それがどうぞ得るならばせめて小学校の全学年の教科書くらいは、われしとすれば今年度は無償にしたいという気持を持つておつたのであります。それが普通に、わざか四億や五億の金が本年度になつて打切られている。こういう点は、私はいかに緊縮予算の現在と申しましても、費目の持つておる性格自体から考へて、私は非常に遺憾だとと思う。おそらく國民も非常に悪い印象を持つておると思うのであります、これはどういう關係でこういうことになつたのか。ただ一兆円で押えるという緊縮予算ということだけではつたのでありますか。私は今の費目の重要性から見て、國民は何か理由があるのだろうか、というふうに見ておると思うのであります、そういう点に対してもよつとお聞かせ願いたいと思います。

お願いして、結局このたび提案になりましした。ような予算の内容となつたのであります。が、この場合、教科書の無償配付というものが削除せられたということは、非常に遺憾に存じます。もちろん非常に大事な費用でありますけれども、しかしこれも、金額の問題なんですが、非常に不徹底な点とて御承知の通り、小学校に入学した児童だけに限つて、しかも算数と国語だけの教科書ということになつております。実は、これは今お話をになりますように、少くとも義務教育、ことに小学校全体について一年から六年までというようなことになれば、非常に徹底したことになりますが、なかなか、正面そういう方向へ進んで行くという状態でも寧はないので、これは一日に言いますと、金がかさむというだけのことであります。そういうわけで、まとめて、これをさらにそりあふろ見まして、これをさらにそりあふろに計上できることに努力する、こう思つております。

予算からもはつきり削除になつてゐる  
わけでございますが、私は大達文部大臣の文教政策として、「義務教育は、これを無償とする。」と、いうこの項目は、  
具体的にどういうことに現われている  
のか、お聞かせ願いたい。

○大達国務大臣 従来文部省といたし  
まして、刑法にいうところの義務教育  
無償の条項は、教科書の無償も包含するものであるといふよりな解釈あるいは  
立場をとつておつたということは私  
も承知しております。ただ私の考え方から  
申し上げますと、義務教育無償といふ  
ことは、倫理的なよしな書き方をして  
きわめて漠然としております。授業料を  
をよるとかとらぬとかいう点について  
はきわめて明瞭でありまして、授業料を  
をとる、つまり学校として、公の施設で  
として、國の當造物に対する手数料本  
あるいは借用料、そういう性質のものは  
とらない。これはきわめて明瞭である  
と思います。ただその無償というものが  
が一体どこまで限界がきめられるの  
か。御承知の通り教科書といふものは  
やはり教材のうちで特に重要な教材で  
ある、こういうことであります。が、そ  
の場合はどこまでが限界であるといふ  
ことは、なかなか困難であるうと思ひ  
ます。しかし憲法にいうところの義務  
教育無償というその精神は、できるだ  
け児童父兄に負担をかけないで義務教  
育が行われるということを期待してお  
るというか、そういう気持ちを現わして  
おるということは、私も同様にそう考  
えておるのであります。従つてもしし権  
利料をとるということになれば、憲法の  
違反であろうと願う。これはきわめて  
明白である。そこでああいう無償とい

う憲法の精神は、できるだけ現実の施策の上においてこれを反映して行くといふことは考えなければならぬけれども、しかし教科書を無償にしなかつたら憲法違反になるというような問題について、私はそらはならないのじやないか、こう思つておるわけであります。だから先ほど申し上げましたように、これができるだけ拡充して行くということは、無償にするという憲法の精神に沿うものである。そういう方向に進むするということは非常に望ましいことであるけれども、さればといてすぐこれを憲法に抵触するとか何とかいう問題には、なかなかそこには解釈の余地がありはせぬかというふうに実は考えておるのでありまして、憲法の義務教育無償の規定をそこまでやかましく解釈いたさないで、今日なるべくその方向に因としては施策を進めたというものが現実であろうと思ひ。今まで一年生の入学の子供に教科書を無償で配布したということは、その気持の現われである。先ほど申し上げましたように、今回の予算に計上されていないうといふことは、非常に遺憾でありますけれども、事情やむを得なかつた点は御了承願いたいと思います。

は、ただいま大臣もちよつと述べられました通り、児童、父兄に義務教育においてはできるだけ負担をかけない。完全無償ということが理想でござりますけれども、現実の日本においてはそれも困難でありましよう。私どもの調査によりますと、いなかの学校においても義務教育の学校で月に五、六百円くらいの金がいたしますし、都会においても毎月一千円くらいいつておるのであります。兄弟三人が学校に行きますと、小学校だけでも二千円、三千円の金がいる。今日ニヨンのように五千円か六千円しか月に収入のないものが數十万、数百万、潜在労業者は一千万といわれておる。こういうときに、これは実際に大きな問題でありますから、社会保障的な見解の上に立ちまして、なおまた新しい憲法が新たにこういうことをうたつておる以上は、父兄にも子供にも何らか金銭の面ではできるだけ負担をかけないという現実的に具体的な政策がなければならぬと思う。ところがこれがあるにもかかわらず、からうじて一年生の国語あるいは算数の教科書が出されておつて、まあほんのわずかではございましたが、この憲法の条文を具体的に生かすものであるとして、実は私ども喜んでおつたのであります。今日のあなたの文教政策では、それすらとつてしまつた。吉田内閣はとつてしまつた。一体この条文にうたわれておることが、どこにどう現われておるのか、私どもはまことに大きな疑問を持つのであります。そこで何もないのかどうか、ただ、授業料をとらない、手数料をとらないということだけなのか、もう一度お尋ねいたし

○大連國務大臣　直接父兄、児童の負担に帰するものにつきましては、ごらんの通り特にとりたてて申すものはございません。義務教育費として、国が教職員の給与の負担をするとか、学校の施設についての経費を支出するとか、特殊な盲聾哑学校というようなものは別ですが、直接父兄の負担、児童の負担に帰すべきものにつきましては、一般的ではないと思います。むろん授業料というものは、義務教育無償の基本的なものだと思います。つまり授業料といふものは、国が子供に教育をして、その手数として徴収する金額である、いわゆる法律的にいうと手数料の性質を持つたものですから、手数料をとつて授業をするということになれば、これは明らかに憲法に違反すると思います。しかし、それ以外の点につきましては、この精神をできるだけ進めて行きたいという気持はある。であります。しかしながら、それ以前には野原君と同じでありますから、今申しましたような意味で遺憾ながらこれは削除された。今後財政の事情が許す機会がありましたときは、これを復活をして、さらに進んでは二年生にも、三年生にも行くようになりたいが望しいことであり、またそういうふうに十分努力したいと思つております。

食生活の改善を大きく打出して来ておるのであります、まことにけつこうなことではあるが、それだけでは私は改善はできない。すなわち一般の国民生活を向上させながら改善して行くといふことをしなければならぬ。しかしこの大きな問題を今ここで文部大臣にお伺いしようとするのではない。お伺いたしたいことは、この大きな問題に対する対策を果すかといふ問題であります。これをいかに効率的に適切に、乏しき予算を学校給食に充ててお伺いするのであります、多少外国の状況を私は調べもし、見て来ておりますので、現在の日本の学校給食の問題について、文部省はどういう方法をとつておられるか、どういう指導をされておるか、今後どういう指導をされようとなさつておるか。たとえてみますれば、外国においては公立学校は、一面においては社交の中心ともなり、あるいは婦人会、婦人クラブ、あるいは公民館、セツツルメント、そういう一つ一つあるため、両々相まって実をあげている面がありまするので、現在の日本における学校給食の方法、指導、現在やりつあること、

同時に、国民の食生活の改善、合理化というものをこれによつて期待したい、こういう考え方を両建てとして考えているわけであります。実は給食の普及率といふものは必ずしも伸びていなければ現状であります。昨年の冷害、つまり秋以後におきましては急激にふえたような傾向であります。それまではむしろ逆に減つておるような実情であつたのであります。そして実は予算も使い切れないような年度もあつた。これはいろいろな事情があるうと恩いますが、漸次一般にそういう点の知識、あるいは父兄、あるいは学校側の理解、いろいろのも高めて参りまして、できるだけ普及したい、こういう立場をとつておりますが、今申し上げますように、普及率といふものは予算を組めばどんどん普及するというような状態になつておらぬ。これはやり方もありますから、やり方によつてはどんどん普及するということはもちろんであります。従つて対象になるものも、現実の問題として小学校以外にはないかと思います。あつてもきわめてわずかだろうと思いますが、大体小学校に限られておるというのが現状であります。それから普及しない一つの原因と考えられるものは、炊さんの設備、こういうようなものが、ごく簡単なものをおこしらえても、二十万円かかるとか三十万円かかるとかいうことがあります。実はそういう経費の点で思つように行かない関係で、普及をばしまれておるという面もあるようでありますから、それにつきましては、ただいま申し上げましたように、本年度の予算においては新たに設備の補助というものを計上いたしまして、できるだけそ

の設備を充実させやすくして、そうして給食の普及をはかつて参りたい、こう伺いしたい点とピントが合はぬようないふうに考えております。具体的にこまかいことにつきましては、事務当局からお答え申し上げます。

○松田(竹)委員 どうもちよつと私のお伺いしたい点とピントが合はぬようないふうに考えております。具体的な気がいたします。文部大臣は今試みていることが必ずしも普及しないと言われたが、その点なんです。つまり学校で給食を通じていろいろとしでおる事柄と、庶民階級の一般の民度なりやつてはいる事柄と、これがちぐはぐになる場合が多いから、それでは意味をなさぬではないか。そこに私は、社会的各種の団体、あるいは深く入ればこの階級の家庭までも実情を調べて、やろうとするなど、受ける側の生活とがマッチするようにしなければ、効果的でないのではないか、普及しないのではないかということを申し上げたいのであつて、諸外国においては、これらのいろ／＼な社会的な機関を勧員し、またその協力を求めて、そうしてその実をあげることに努めているのであるが、日本の実情は今おつしやる通り普及しない。学校は鉄筋コンクリートで水洗便所だが、一般的の子供は、うちへ帰ればいわゆる九尺二間の焼けトタンの家に住まつている場合もあるのであるから、食生活の面でも、一給食の簡単なものでも、それらの実情とマッチするようを持つて行かなければならぬ。その普及のために、婦人会その他のいろいろの社会的諸団体の勢力を動員し、あるいは協力を求めるといふことが必要ではないかと思うが、現在その実情はどうなつておるかといふことをお伺いしておる。

○大連國務大臣 これは先ほど申し上げましたように、学校給食というものが、外国のように家庭内でとる食事と一緒に地方の農村等におきましては、学校で給食される場合の食事と同じものであれば、話はきわめて簡単である。と存ずるのでありますが、大部分の、ことに日本のおきましては、家庭においてパンはあまり使つておらぬ。ところが学校では主食改善といふ面が一つ入つておりますから、学校で雑炊をつくるとか、あるいは御飯をたいて子供に食べさせるというようなことでなしに、パン食をさせる、こういふ点が、今松田さんのお話のように、日本の実際の家庭生活との間に食い違ひができる、やはりたいまお話をありますけれども、やはりたいまお話をありましたように、婦人団体なりその他の方面におきましてもその点で十分理解を持つて、喜んで給食を歓迎するというようなことに持つて行かなければならぬというふうに考えておるのであります。問題は、学校で給食がある場合に、そのミルク代とパンの価格の半分、それから副食費、これだけの負担が父兄にかかるわけであります。この負担と、弁当を持つて学校へ行くとか、あるいは家へ帰つて屋飯を食べるとかいう場合の家庭への負担と、これは地方によつてももちろん違うと思いますが、この問題がまた重要な要素であります。つまり米食というものにつづと長いこと片寄つたといいますか、そういうことでも来ておる。ことに農村等におきましては、パン食でありますからあまり飛びついて来ないとか、ことには経費の

くものが、これも大きな問題であろうと思います。さようなわけで学校給食といふものが必ずしも——これはたゞいま申し上げますように、食糧政策の一環として、学校ではとにかくそれだけの原麦を国民に消化させる、消費させる、その場合に学校の給食を徹底的に拡張して、子供のつまり一食分とか、場合によれば二食分とかは原麦で消化するようとする。これは全体の国民の原麦の消化、消費といふものを事実の上にはつきりさせるわけでありますから、そういう大きな強い政策になれば、今のように外米を買うかわりに原麦に置きかえ、それによつて節約する外貨と申しますか、支出を当てにして、それを財源にして無償で大規模な給食をやるということになれば、話はまた非常に違つて來るのであります。今日のこのような段階におきましては、たゞいま申し上げるより、なかく簡単に普及もしない。これは今のようにやり方によつては普及すると思います。いろいろ原因がありましようが、これらの方がなるほどいいということになると、これがやはり関係の方面でそれ理解が深まつて、また經濟的にもこの方がなるほどいいということにならぬ問題でありますから、私はここでこの問題はもうこの上論議いたしま

せんが、ひとつこれは文部省で真剣に  
お考えになつて、幾らかでもこの乏し  
き予算を効果的に使うという面から、  
また食生活改善の大きな問題に重要な  
役割を学校給食を通じて果して行くと  
いうこの大きな重要さから、これはよ  
ほど研究してもらつて、給食の現場に  
フィールドワーカーともいいうか、特  
別の指導員、また中央においてもそう  
いう方面のことも考えてやらぬと、こ  
れは金を使つ割合に実があがつて来な  
いと思う。だからこの問題はここでは  
この程度にいたしておきますが、文部  
省でもひとつ考えておいてもらいたい。  
**○田中(久)委員** 私はごく簡単に御提  
案の期日をお伺いいたします。その内  
容は、十六国会におきます議員立法で  
提出された程度のものであろう、少く  
とも学校給食法と銘を打つて出します  
以上は……。あの案は予算その他を勘  
案しまして、必要最小限度の案である  
として私どもは出したのであります。  
決して予算を無視して出したものとは  
考えておりません。ところが先ほど文  
部大臣の御説明を聞きまして、実は私  
は啞然としておるのであります。山崎  
委員はきわめて不満であると言われま  
したが、私は不満を通り越して一體ふ  
ざけておると思う。何たることをして  
おるか。この問題につきましては大臣  
も幾らか御存じだらうと思いますが、  
七月三十日の午後一時委員会に提案を  
いたしまして、これが大問題となりま  
して、委員会はそのために六日開闇会  
をすることができなかつた。その原因  
はどこにあるか。自由党の委員諸君は  
学校給食に対してもきわめて理  
解を持つておる。また幹部の方々もた  
いていの方は理解を持つておる。ただ

残念ながら自由党においてたつた一人だけ、学校給食といふものは社会主義だ、金持のむすこがどりの熙り焼きを持つて来るのはあたりまえじやないか、貧人のむすこが水を飲むのはしようがないじやないか、おやじにかい性がないのだ、こういう思想を持つておる人が一人おるために、遂にこの問題は通らなかつた。そこで次の国会にはわれくが十分努力をして必要最小限度の案を立て、予算措置を講じよう、こういうことで私どもは諸君の御了解を得まして、提案者である野党全體がこの案をひつ込めた。そうして次の国會を待つたような次第であります。そういうきわめていわくつきと申すと何ですが、非常に熱心なものでありますて、先ほど來お話を聞いておりますと、給食があまり伸びない、逆に減つておる、こういうことであります。これはなぜ伸びないので、父兄の負担は大体におきまして、完全給食の場合にこの総計費は、一食大体十八円六十銭であります。これに対して食管特別会計で出しております原麦の半額というのは二円四銭であります。父兄負担はまさに十六円五十六銭でありますて、これがやはり生活の十分でない人には相当こたえるのであります。ここが問題なのでありますて、施設のごときは大多数のところにおいて P.T.A. その他が金を出し合つてやつております。そのせつがくやつた施設も、今日は統けられないという状態に追い込まれて来ておる原因はどこにあるかといふと、やはりこの父兄負担が非常に苦しいといふところにあると思うのであります。私どもは無謀なことを言うのではありませんのであります。私の全体の想像に

た原麦からさらには粉にした程度のもの  
の半額、それからミルクの半額、この  
程度を持つてほしい、それから先ほど  
おいて、生活保護法によるところの扶  
助を受けていないが、実際においては  
給食代も払えない、これを市町村にお  
いてやむを得ないものは立てかえて払  
つておいて、その半額とかあるいは三  
分の二程度において国が負担をしてや  
るということになれば、給食は非常に  
喜ばれるであります。私がなぜ給食  
に一生懸命力を入れておるかと申しま  
すと、実際において給食に携わつてお  
る先生たちの苦勞というものは並たい  
いのものではないであります。中  
には先生が一緒に飯を食つておるじや  
ないかというような人もたまにはある  
ようでありますけれども、それは場所  
を何も見ない人であります。大臣のお  
話を聞いておりますと、給食の現場を  
ごらんになつていないうなりであります  
が、御多忙ですかからやむを得ませんが、  
一ぺんだけどうぞひ見てほしいと思  
います。そうすれば三十五、六箇で済  
む。ミルクの半額と準要保護家庭の國  
庫負担三分の二ないし半分は三十五、  
六箇で済む。一兆円予算を突破するこ  
とは私どもはもとより望みませんが、  
これはないと言えないのであります  
が、あると言えはあるのです。幾らで  
もある。保安庁のごときは本年三月三  
十一日までに使い切れないで、来年度  
へ繰越す金が余っている。大した金じ  
やない。その一割くらい持つて来れば、  
完全にただいま程度の学校給食はでき  
るのであります。ただたつた一人の自  
由党におけるこの人の思想が根本をなし

對して大臣はこの人ととの程度の御交渉をなさつておるか。自由党の委員諸君はわれく全員に対し、来国会においては責任を持つてこの給食法案を出し、予算措置に努力しようと言われた。この委員諸君の面目はあるつぶれだ。これは委員諸君の本意ではないはずであります。特に私はこの方との交渉の結果を大臣にひとつ伺いたい。

○大連國務大臣 そういう學校給食は社会主義であるといふような説を立ておる人が自由党にあるということは私は実は知りません。これはあるかないかは別として、私どもとしては大藏省と給食の経費についての請をするのでありますし、そういう人があるかないか知らぬが、その人と折衝する關係じ亞りません。

○田中(久)委員 私は、出るのが遅れておつたので、早く出してほしいと思いましたが、幸いにしてまだ案が出ないのならば、予算措置の方はわれくは別途に協力をし、考へたいと思いますから、案の内容について何とかひとつの際——十八億では二億ふえたとおつしやいますが、二十九年度の原麥代と昨年度の原麥代と値段が一緒なら、二億円ふえたことになりますが、あるいは小麦は少し下つておるかもしませんが、これは何の増額にもならないのじやないかと私はおそれます。ただ從來出して来たものを、やむを得ず法律をつくつてやるというだけのものであつて、これは実質的には何らの向上を見ていない。なおこの点につきまして、たとえば一週間でも余裕があるようありますから、この際ひとつ真剣に私どもの前出しました案を

もう一ぺん見て、該小限度のものを何とかやつていただきことを私は特に御希望いたします。

○山崎(始)委員 また学校給食に連もどりするようではあります、ただいまの田中委員の言葉に関連いたしまして……。私は実を言いますと、先ほどあまりえげつないことは言いたくなかったのであります。不満だといふ言葉で終結いたしましたが、田中委員がただいま不満を通り越して、人をばかにしているじやないかと言われる言葉、私自身も氣持の中はまつたくその通りであります。私はえげつないことは申し上げたくありませんが、自由党の文部委員長、並びに前委員長の竹尾さん、その前の委員長の伊藤さん、その他自由党の当時に私たちが賛員立法をいたしました。それを何がゆえにこの議員立法の学校給食法案をひつ込めたか。次によりよき法律を出すから、次の国会まで待つてくれ、ただ一人がんばっている人間がいるんだ、われくはこの学校給食法案には非常に賛成なんだと、皆さん言つておるであります。

しかもその当時の理事会において、最後にこの学校給食法案を次回の国会にまわすときの速記録はございませんが、私は、速記録がないから、せめて文部大臣を呼び出してもらいたい。それがちょうどスト規制法で堂々めぐりがあるから、三十分行こう、大臣から誠意ある答弁をさせよう」という約束は、理事会の席でやつたはずであります。文部大臣はその間の経緯は御存じないかもしねせんが、少くとも第六国会にわれくが野党連合で出したしたの内容よりよりよきものをつくるといふことは約束になつておるはずなん

教育費の国庫負担法の方は、実際の支出額に対して、つまり決算に対してその半額を負担する、こういう建前になつております。そこでことしの予算に括きましたては大体五十二万円千ですとか、そのくらいの数を一応想定しておられます。これは地方でそれゝ実際お出しになつた経費に対して半分出すのでありますから、これは予算を組むときの一応の見込みにすぎません。これはどういうことかと申しますと、大体今までの先生の数が四十九万幾ら、ほぼ五十万ということになつておると思ひます。それで、来年度において増加する考え方で示すと、大体五十二万何千という数になるようであります。これを一応私どもとしては予算の見積りの基礎に考えておるのであります。括話の一・三五あるいは一・七という基準といふものは、実は率直に申し上げますと、大蔵省においては義務教育費の国庫負担について法律をがらかえて、いわゆる実際支出額ということになしに、定員をきめ、また金額は国立学校の先生に準ずるといふことで行きたいという考え方があつたのです。これは法律の建前からやめてあつたのであります。その場合に大蔵省として一応考えた基準と思われます。そういうわけでありまして、これは学校の先生方が非常な危惧、不安という言葉をお使いになりましたが、決して無理にわたることはないと考へております。非常に大量な首切りが実行される、このと考へております。非常な危惧、不安といえば、どういう関係でありますか、来年度においては小中学の先生の

ていうことが非常にちまたに宣伝され  
ておるのであります。これは予算をこ  
らんになつてもわかることではありま  
す、半額負担において百億、さらに自  
治厅から地方に交付せらるべき金額を  
合せると、これは半分で百億であります  
から二百億増額しておるのであります  
。従つて首切りなんということは、  
これ一点だけを見ましてもあり得ない  
のであります。しかるにもかかわらず、  
非常な大量の首切りが行われる、こう  
いう宣伝があまたに氾濫をいたしてお  
るのであります。もしこれがその通りほ  
んとうだとすれば、これは先生も非常  
に動搖するし不安も感ずる。当然のこと  
とでありますけれども、私はそのよう  
な宣伝が何のために行われておるか知  
りませんが、さような事実とまつたく  
違つた宣伝が、こういう国会開会中に  
行われておるという、その事実に対し  
ては、非常に遺憾に思つておるのであ  
ります。従つてその点について教職員  
なり、あるいは P.T.A その他学校の関  
係者の方たちが不安を感じ、危惧の念  
を持たれたる理由は全然ない、かように  
申し上げておきます。

は止つておうなのあります。

はとつておらぬのであります。  
○山崎(始)委員 そこが非常にデリケートなのでありますし、この義務教育費半額国庫負担法は実人員による実支給の半額を負担をするんだから、各都道府県でもつてかつてにお前たち組んだらしいじやないか、そうすればその半分は当然國から出るんだというふうな言われ方が文部省の言われ方だと想うのであります。もし七百億といふ金額の算定の基準が、今言り一・三五並びに一・七といふものから出ておるならば、各都道府県におきましてそれをオーバーした基準では予算を組まないじやないか。半額は出すのだからよいじやないが、基準がそのにあるのならば、各都道府県はその基準以上のものはなかへ組まないじやないが、かようには心配するのであります。でありますから結論的に申しますれば、そういうふうな一・三五とか一・七とかいうようなことはないかあるのか。来年度のこの七百億という総わくは、あくまで一・八、一・五の今まで通りの基準で組まれておる、その基礎から出でる金額が七百億とかの、その点ちょっとお聞きしたい。  
○大連国務大臣 今申し上げましたとおり、國庫負担という建前からいふとおいたらいかという場合に、七百億という予算の見積りをつくつて、地主において七百億の予算ではその半額を負担するに足りないという事態が起つた、これは実際支出額でありまして、実支出額の半額、こういう建前であります。それでは予算をどれくらいつけておいたらいかという場合に、七百億

るゝは補正予算なりあるゝは予備費な

りその他適正な措置によつて、とにかく半分を負担しなければならぬ、これが法律上の建前であります。法律上の建前ではあるけれども、予算としては一応どれくらいのだらうかという見積りを立てなければならぬことは、これは当然です。その場合に見積りの基準としましては、ただいま申し上げますように、従来の実績から積み上げて行つてこの七百億という数字が出て参つておるのであります。従来とともに一・五あるいは一・八というようなことは、これは前に定員定額制であつた場合に——前というか、今でも自治庁の方の平衡交付金といいますか、今度は交付税といいますか、それには実際支出の半分というような建前でありますから、地方の財政計画を立てる場合の基準としては、一種の定員定額といいますか、そういう基準がなければならぬということになりますが、この国庫負担の関係におきましては、かりに基準がどうあろうとも、とにかく実際支出額の二分の一は出さなければならぬ、こういうことになりますが、これらは、こういうことになつておるわけあります。

が負担するんだ、それがあし来年度で

が負担するんだ、それがもし来年度で  
あれば補正予算を組むとかあるいは予  
備費から出すとかいうようなお言葉が  
あつたのですが、今ここへ参りまして  
ますが、大臣に今ここで発言してい  
ただくことによつて、地方でいろいろ  
置をするかあるいは過年度支出をして  
いますので、一言質問いたします。  
○大連国務大臣 これはただいまも申  
し上げましたように、実際の支出額に  
対する二分の一負担であります。これ  
は法律によつてそれがはつきりと國の  
義務として規定されておるのであります  
するから、予算がそれに伴う、伴わな  
いは別問題といいたしまして、これは當  
初の予算を組むときの、つまり見込み  
違いといいますか、ということに帰着  
するだけのことであります。國がその  
半額を負担しなければならぬという関  
係は、これは動かない関係であります。  
これは法律によつて國が支出する義務  
を負つておるのでありますから、その  
義務を無視して、もうこれで予算がな  
くなつたからやらぬ、こういふことは  
言えない、これははつきり申し上げて  
さしつかえないのです。ただ從  
来すつかり決算ができる、その半分と  
いうやり方をいたしますと、その間そ  
れぞれの地方団体に、各府県におきま  
して金がない、資金繰りに困るという  
実情がありますので、それで概算渡し  
というものをしております。これはあ  
くまでも概算でありましてこれが決定  
した、これしかやらない、あるいはそ  
れが余つてもやつたものはとりもどさ  
ぬ、こういうものではないのでありま

して、ただ地方の学校の先生の給与の

支払いの上に困るような、渋滞するようなことの起らいために、それとも年に月々に概算払いというものをしておられます。それは概算でありますし、結果局それは出納閉鎖期間が五月でありますから、ことしの年度を越えて五月になりますか、ことしの年度を越えて五月になりますが、私の念を押した今年度足りない分を過年度支出でも何でも出すといふのが具体的なことを私はお聞きしたいのです。ところが大臣のお話中にもありますように、大蔵大臣が渋つて困るは、ある程度まで私たちはいいと思うのです。ところが大臣が非常に好意的に教育費を捻出することについて、私は、ある程度まで私たちはいいと思うのです。ところが大臣とぞうしてもう一つは大蔵大臣の責任がとれるかどうか、大臣としてそりやうとの責任がとれるかどうか、もし大臣としてそりやうとな場合は、大蔵大臣をここへ呼んで来て私は聞かなければならぬ。くどいようですが、地方で心配していますからその点一応御答弁願いたい。

申し上げたつもりであります。これはことしの五月の出納開鎖期間を待つて、過不足が生ずれば、ことし計上した予算で足りる足りないということは別問題として、過年度のものとして支出をするのであります。これは国の義務でありますから、あらかじめ大蔵大臣の了解を得ても得なくても、これは国で出さなければならぬ金なんありますから、これは大蔵省がそれを出すとが出さぬとかいう余地はないはずの金であります。

○小林(信)委員 それから関連して教科書の問題をお聞きいたしますが、これはなくなつたけれども、生活保護費の方から当然見てやらなければならぬ問題なんです。生活保護費の方にこいうふうなものが加えられるように努力されたか、実際確保されておるかどうかをお聞きしたいのですが、ただそれにつけて申し上げたいのは、大臣の憲法解釈上から義務教育の無償はどの程度であるかという大体のお考が発表されたのですが、大臣の御見解は御見解で、これは戦力なき軍隊と同じような憲法解釈だと私は考えます。と申しますのは、一番最初この法律が文部大臣提案でこの委員会にかかつた場合に、何と書いてあつたかといふと、義務教育無償の原則に沿つて逐次これからこうすることにするのだ、これが無償で教科書を二冊渡すということの法律の目的に書いてあることなのです。今までの国会、文部省、政府においては、義務教育の無償ということはやはり教科書などは就学する者全体に渡すべきであるという見解を持つておつたわけなんです。その法律をつくったときの政府並びに国会はこれを了

承したはずです。それを当時は半分だけは地方が持て、半分は国が持つといややり方をやつたわけです。それが今度は進歩しまして、二冊ではあつてもその全部を国で持つ、地方は負担しないでもよろしいというふうに発展して来て、昨年の確かに十六国会だと思いまして、私は大臣だと覚えておりますが、来年度の予算では教科書の問題は一年生に十分教科書を無償で渡す方針である、そしてさらにこれを順次二年、三年というふうに発展させて行く考を聞いておつたのです。ところが今の大臣の御答弁を聞いておりますと、たいへんに逆行しているような形なんです。そのことはともあれ、これはいずれの機会かにまたお話を聞きたいのですが、全部なくなつちやつて、実際に教科書が買えない者はどうするかというと、こうなつた以上はやはり生活保護費の方で見てやらなければならぬのですが、それがつけ加えられたかどうかを聞きたい。

○大連国務大臣 教科書無償のことにつきましては、先ほど申し上げました通りに私は考えております。そして今まで文部省がこの予算をつくりましたときの説明等につきましては、実は私もその間の事情をよく存じませんがやはりこれは私が考えておることと同じ考え方であると私は思つておるのであります。つまり私は思つておるのであると私は思つておるのであります。現在の授業料を免除するところではつくりすれば、現に教科書無償はただ入学のときだけ、しかかも限られた課目についてだけの無償である、そのほかにおいてはやはり父兄の負担になつておるということにならない。この無償の精神というもの将ば、これははつきり言えば、現在憲法違反が行われておる、そういうことになるのであります。私はそうは考へないのである。この無償の精神というものを将来に於けると私は思つておるのであると私は思つておるのである。現在の授業料を免除しておる程度のものが無償の限界だということでなくして、やはり法はどうであつても、國も政府も國民も全体が、窮しておる家庭あるいは児童に対し反してないなどということは、これは実際上教科書で困つておる、生活に困難であるといふことを表明されなければならないのです。無償の原則に違反しておるようなものの大したものではない、こういふうに言つておるのであると私は思つておるのであると私は思つておるのである。現在の授業料を免除しておる程度のものが無償の限界だということでなくして、やはり法はどうであつても、國も政府も國民も全体が、窮しておる家庭あるいは児童に対し反してないなどということは、これは実際上教科書で困つておる、生活に困難であるといふことを表明されなければならないのです。無償の原則に違反しておるようなものの大したものではない、こういふうに言つておるのであると私は思つておるのであると私は思つておるのである。現在の授業料を免除しておる程度のものが無償の限界だと

申しますが、これはやはり法はどうであつても、國も政府も國民も全体が、窮しておる家庭あるいは児童に対し反してないなどということは、これは実際上教科書で困つておる、生活に困難であるといふことを表明されなければならないのです。無償の原則に違反しておるようなものの大したものではない、こういふうに言つておるのであると私は思つておるのであると私は思つておのである。現在の授業料を免除しておる程度のものが無償の限界だということでなくして、やはり法はどうであつても、國も政府も國民も全体が、窮しておる家庭あるいは児童に対し反してないなどということは、これは実際上教科書で困つておる、生活に困難であるといふことを表明されなければならないのです。無償の原則に違反しておるようるものの大したものではない、こういふうに言つておるのであると私は思つておのであると私は思つておのである。現在の授業料を免除しておる程度のものが無償の限界だと

申しますが、これはやはり法はどうであつても、國も政府も國民も全体が、窮しておる家庭あるいは児童に対し反してないなどということは、これは実際上教科書で困つておる、生活に困難であるといふことを表明されなければならないのです。無償の原則に違反しておるようるものの大したものではない、こういふうに言つておるのであると私は思つておのであると私は思つておのである。現在の授業料を免除しておる程度のものが無償の限界だと

申しますが、これはやはり法はどうであつても、國も政府も國民も全体が、窮しておる家庭あるいは児童に対し反してないなどということは、これは実際上教科書で困つておる、生活に困難であるといふことを表明されなければならないのです。それで生活保護費の中に入れておられるものではないといつてひつ込めて、それは憲法違反だとと思う、さようならつたときの政府並びに国会はこれを了

そうして先ほどから、この教科書無償ということのことがことしの予算から削られる、それもあなたの今要求されたと同じようなことを言つたのです。まことに残念である、今後これを復活して、さらに上級の生徒にまでその道を開きたい、これも今あなたがおつしやつたことと同じことを言つたのです。ですから、これは同じことをあらためて申し上げませんが、先ほど申し上げたことを速記録についてごらんになれば、あなたのおつしやつたことと同じことを言つたのです。決して憲法に違反せぬからそんなことは平気だ、かまわぬというそんな言辞を弄したことはありません。

○小林(信)委員 それは確かに大臣の氣持だつてわかりますよ。大臣をやるからには、そんなむちやなことを言う者が大臣になりつこないのです。しかし大臣の弁解といふのは、われくがこれを主張すれば、教科書無償を今まで実際全部やつておらぬじやないか、だから教科書無償にしなくても憲法違反ではないといふような弁解の仕方といふものは、非常に誤解を受けるわけです。その誤解といふのは、やはり憲法という義務教育は無償といふうな限界が非常に小さくなつて行く傾向があるわけです。私はそういう点で大臣に対して、意見が同じだと結論が同じだとかいうふうなことで逃げられたくない。現に教科書無償のこの原則をわれくはここでもつて放棄しなければならぬような結果になつているのです。それから大事な点で、生活保護費の中にどれくらいの教科書の費用を要求

したかということを私はお聞きしたい。それ以外のことは聞いておらないのです。

○大連國務大臣 私が今答弁を省略したのは、同じことを二度も三度も言うことになるから、これは速記録をごらんになればよくわかることで、決してあなたのおつしやつたことと違つたことを言つております、こういうふうに申し上げたわけです。それで憲法違反にならぬからそんなことはどうでもいいというようなことを言つたか、言わぬか、これは速記録をごらんになればわかるのです。そういうことを言つた覚えはありません。どうでもいいということは言つたことはありません。ただこれは法律の解釈としては憲法違反にはならないと思う。もしこれが憲法違反になるというのなら、この費用を一体削るどころの騒ぎではない。ずっと全部教科書を渡さなければこれは今の負担法に違反するどころの騒ぎではなしに、憲法に違反する。憲法の精神、憲法の理想には一歩々々近づいて行きたい、これが一步退却したような形になつたことははなはだ残念であるが……。

○小林(信)委員 そう言えばわかるのです。

○大連國務大臣 そういうことを言つたのです。私の今の答弁をあなたは聞いていないで質問をしておる。だから速記録をよくごらんになつたらいで申します。

○福井政府委員 その点については、後刻よく調査いたしまして御答弁申し上げます。

○小林(信)委員 それでは今大臣の言つたことは何もないですよ。今憲法問題よりも父兄がどのくらい教科書を見ると、義務教育をやる者には順次くれるようになるだろうという希望を持つてゐるときに、これがなくなつたのは非常に悲しいことです。そういう父兄の気持を代表しても、大臣に対してもやはり私くらいの恨みは言つてもいいと思う。しかし大臣がそんなことは憲法の精神にも反するものではないし、私は教育財政を組む上においてはもつと真剣なものを持つておると言うなら、そういうものに対する生活保護費、厚生省の方のそういう仕事をあるのだから、その方に大臣としても教科書の問題はこういうふうにして入れてほしい、全国でどうしても無償でやらなければならぬ者がどれくらいあるかという数字をちゃんと的確にかんで、それが計上されるように御努力されなければならぬはずです。そしてそのことについて大臣がりつぱな御心を持ち、ここにおいて無償は廃止けれども、ほんとうに買えない子供に対してはこれ／＼の予算を計上してありますという御答弁ができるならば、今のような憲法無視はしておらずせん、精神を無視することはないといふことが言明できるわけですが、いずれ後刻調査してといふのは、文部省の方がそこにずっと並んでおつても御答弁できないようなことでは、やはりわれわれとしてこの問題が軽視された、こういうふうに考える以外にないのであります。まあ御善処を希望いたし

○山崎(始)委員 先ほど私が質問いたしました教員数の問題、これは大臣のお気持は大分わかつたのですが、これは自治府の方にも関係があると思うのです。しかし大分時間もお約束の時間いんですよ。二冊でもいい、あの法律を見る機会に自治府の方にも来てもらつてお尋ねしたいと思います。どうぞ委員長のようにおとりはからい願います。

○社委員長 本日はこの程度で散会いたします。

午後一時三十分散会

○山崎(始)委員 先ほど私が質問いたしました教員数の問題、これは大臣のお気持は大分わかつたのですが、これは自治府の方にも関係があると思うのです。しかし大分時間もお約束の時間いんですよ。二冊でもいい、あの法律を見る機会に自治府の方にも来てもらつてお尋ねしたいと思います。どうぞ委員長のようにおとりはからい願います。

○社委員長 本日はこの程度で散会いたします。

昭和二十九年二月十七日印刷

昭和二十九年二月十八日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局